

報告第16号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

委任専決第10号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和6年10月22日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 98,450円

2 相手方

(1) 使用者

ア 住所 兵庫県淡路市育波

イ 氏名 [REDACTED]

(2) 所有者

ア 所在地 兵庫県南あわじ市市[REDACTED]

イ 名称 [REDACTED]

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金98,450円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和6年9月10日午前7時55分頃、相手方が自動車で市道育波黒谷線を走行した際、同市道敷側溝に設置していたグレーチングが跳ねて車両右側後部フェンダー部分に損傷を与えた。

報告第17号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、家屋損傷事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

委任専決第11号

家屋損傷事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、家屋損傷事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和6年10月23日

淡路市長 門 康 彦

- 1 損害賠償の額 25,300円
- 2 相手方の住所及び氏名
 - (1) 住所 兵庫県淡路市釜口
 - (2) 氏名 XXXXXXXXXX
- 3 和解条項
 - (1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金25,300円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
 - (2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。
- 4 事件の概要

令和6年8月14日午前9時40分頃、淡路市釜口1303番地、釜口保育所内において、園庭整備のため樹木を伐採中、その伐採した樹木が落下し、相手方所有の家屋壁面の一部に損傷を与えた。

報告第18号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

委任専決第12号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和6年10月28日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 110,000円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 大阪市東心斎橋1丁目

(2) 氏名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金110,000円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和6年8月28日午後3時20分頃、市職員が北淡県民サンビーチの更衣室内で作業していたところ、雨が降ってきたため、公用車を海水浴場の入り口付近から更衣室前に移動させ、車を転回させようと後退した際に、相手方が所有する海の家の日よけ柱に接触し、下屋根に損傷を与えた。

報告第19号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

委任専決第13号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和6年11月22日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 109,200円

2 相手方

(1) 使用者

ア 住所 兵庫県淡路市山田甲

イ 氏名 XXXXXXXXXX

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金109,200円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和6年9月15日午後8時頃、相手方が自動車で市道北方地線を走行中、市道路肩がひび割れていた箇所を通過した際、路面が跳ね上がり車両右前部バンパー付近に損傷を与えた。